

令和4年 大玉村賃借料情報

令和3年1月から令和3年12月までに締結(公告)された賃借料水準(10a当り)は、以下のとおりとなっております。

大玉村農業委員会

1. 田(水稻)の部

(単位:円)

締結(公告)された地区等	平均額	最高額	最低額	データ数	備 考
大玉県圃・大玉中部団圃・ 大山中部土地改良総合整備 地区・宮ノ前団圃	7,000	13,000	0	169 件	
大玉県圃大石地区・大玉7 区圃場・稲荷郷地区山振圃 場・大作田県単・林崎地区	6,100	8,300	0	57 件	
大玉6区地区団圃・土地改 良総合整備事業鳶ノ巣地区	6,300	8,000	4,600	2 件	
その他・山間地区	6,500	17,500	1,000	0 件	前々年データ 参照 (8件)
参考 大玉村平均	6,500 円 / 10a			228 件	(236件)

2. 畑の部

締結(公告)された地区等	平均額	最高額	最低額	データ数	備 考
大 玉 村	5,600	9,852	0	10 件	

3. 採草放牧地の部

締結(公告)された地区等	平均額	最高額	最低額	データ数	備 考
大 玉 村	—	—	—	0 件	データなし

※ データ数は、集計に用いた筆数です。

※ 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、60kg当り 8,300円に換算しています。

※ 平均額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

令和4年度 農作業労働賃金及び請負作業料金標準額

大 玉 村 農 業 委 員 会

○ 農 作 業 労 働 賃 金 標 準 額

臨時雇作業	作業区分	標準額	時間外給	摘 要
	田畑一般作業	6,800 円	1,116 円	1 田・畑一般作業は、現場での作業。その他の作業は、家もしくは室内での作業。 2 作業時間は8時間を基準としています。 3 昼食持参。 4 圃場条件や作業内容及び労働力に差異（年齢・経験等）があって、特に勘案する必要のある場合は当事者間で調整協議してください。
	その他の作業	1時間あたり 839円	—	

作業区分		単位	標準額		摘 要	
			田	畑		
請 負 作 業	耕	ロータリー耕	10 a	7,000 円	7,100 円	ライムソファー 1,000円増
		ブ ラ ウ 耕	10 a	8,200 円	8,900 円	
		ブ ラ ウ 耕 +ロータリー耕	10 a	12,700 円	13,600 円	(一番耕) + (二番耕) 田 8,000円・畑 8,900円 + 4,700円
		ロータリー耕 +ロータリー耕	10 a	10,500 円		(一番耕) + (二番耕) 7,000円 + 3,500円
	代 か き	10 a	7,800 円			
	田 植	10 a	7,000 円		側条田植え 1,000円増、作業補助員含まず	
	く ろ ん り	1 m	50 円			
	堆 肥 散 布	10 a	2,250 円	2,250 円	散布標準 1.5t	
	ブロードキャスター (肥 料 散 布)	10 a	1,600 円		散布標準 50kg	
	バ イ ン ダ ー	10 a	9,200 円		結束ひも代含む	
	コ ン バ イ ン	10 a	29,900 円		刈取(結束除く) 19,150円 運搬 2,200円 乾燥 8,550円	
	ハ ー ベ ス タ ー	10 a	8,800 円		麦類は1,300円 増 (運搬費含まず)	
	も み す り	玄米 60k g	750 円			
	半 乾 燥 粉 調 整	玄米 60k g	500 円			
	業	色 彩 選 別 機	30k g	500 円		選別作業 1回につき 30k g 500円
		薬 剤 防 除 散 布	10 a	1,500 円		薬剤は委託者負担
刈り取り作業		20 a 以上		2,300 円	(2,300円/20a)	
		20 a 未満		2,500 円		
		反 転 作 業	20 a 以上		1,800 円	(1,800円/20a)
			20 a 未満		2,200 円	
集 草 作 業		20 a 以上		1,800 円	(1,800円/20a)	
		20 a 未満		2,200 円		
梱 包 作 業		1梱包当たり		150 円	乾燥1 梱包 15kg 標準	
		1梱包当たり		1,400 円	ロールベラー乾燥梱包作業 直径1m (ラップ代含まず)	

※上記金額には消費税等が含まれます。

※ 圃場条件等で特に勘案する必要のある場合は、当事者間で調整してください。

○ 農作業労働賃金は、県の最低賃金をベースに算出したものであるため、この額を下回らないようお願いいたします。

○ 令和3年度中に最低賃金の変更され、ここに定められた標準賃金が、最低賃金を下回る場合には、最低賃金以上の額に読み替えるものとします。

※福島県の最低賃金：令和3年10月1日から時間額 828円（1日当たり 6,624円）

○ 農地の移動や転用するときは許可が必要です。

○ 許可を受けるための申請書の受付は前月末日が締切り日です。

○ 作業後の土や泥は道路に放置しないように注意しましょう。

○ 大玉村堆肥センターをご利用ください。（お問い合わせ：大玉村役場 産業建設部 産業課）

※ 農地に関する相談は、地元農業委員・推進委員または大玉村農業委員会事務局（TEL24-8390）にお気軽にご相談ください。